

デイサービスセンター みなくち みんなの家

指定地域密着型通所介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が設置するデイサービスセンター みなくち みんなの家（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員等の従事者（以下、「通所介護従事者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 サービス提供にあたっては、甲賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター みなくち みんなの家
- (2) 所在地 滋賀県甲賀市水口町本丸2-5-4

（事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、通所介護計画の作成にあたって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

- (3) 介護職員または看護職員 1名以上

通所介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上

通所介護計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (5) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本事業所の職員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 休業日 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日を除く）
- (3) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- ・基本サービス提供時間帯 9時00分から16時30分とする。

※送迎利用されない方は17時00分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次の通りとし、地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担者割合証に記載された割合の額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 生活相談
- (3) レクリエーション
- (4) 日常生活動作の機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 食事の提供
- (8) 口腔ケア

2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 本事業所の通常の事業実施地域以外に居住する者に対して行う送迎に要する費用
通常の事業実施地域を越える地点から、1kmにつき100円
- (2) 通常要する時間を超える通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の通所介護に係る基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用 昼食750円/1食
- (4) おむつ代 実費

- (5) 前号に掲げるもののほか、地域密着型通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用レクリエーションに係る費用(外出レクリエーション時の入園料等) 材料代等の実費
 - (6) キャンセル料 キャンセル料 利用日の当日朝8時30分までにご連絡がなかった場合、一律2,000円、及び、食事代キャンセル料分 750円 なお、利用者の心身の状態の急な変化による連絡の遅れは除くものとする。なお、利用者の心身の状態の急な変化による連絡の遅れは除くものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。
 - 4 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、甲賀市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定地域密着型通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

- 第10条 本事業所に勤務する職員は、指定地域密着型通所介護事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置の状況について記録をするものとする。
 - 4 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第11条 非常災害対策に備えて必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、通報及び関連機関との連携体制を整備し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するように努める。

(苦情処理)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者に現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携など)

第15条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、

本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制について整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者は従業者でなくなった後においても利用者又はその家族の秘密を守るべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江ちいろば会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規程は、平成 24年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 25年10月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 27年 6月23日から施行する。

(附則) この規程は、平成 27年 8月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 28年 1月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 28年 5月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 29年11月 1日から施行する。

(附則) この規程は、平成 30年 8月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 4年 6月15日から施行する。

(附則) この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(附則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。